



# 神奈川県税務署からのお知らせ

【問合せ先】神奈川県税務署 〒222-8550 港北区大豆戸町528番5 TEL045(544)0141(代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しております。音声案内に従って番号を選択してください。

所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税

## 申告書作成会場 の開設日程

平成30年の開設期間は	会 場 所 在 地	時 間
<b>2月13日(火)から</b> <b>3月15日(木)までです</b> 土、日を除きます。 ただし、2月18日、2月25日の日曜日は開場します。	神奈川県税務署 港北区大豆戸町 528番5	<b>【提出】</b> 午前8時30分から午後5時まで <b>【相談】</b> 午前9時15分から午後5時まで 会場が混雑している場合には、早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時までにお願いします。

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成・相談会場はありません。
- 平成29年分の確定申告から、医療費領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。) ※下記会場も同じ
- マイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。
- 税務署の駐車場は狭いため、お車での来署はご遠慮ください。

平成29年分の申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税は  
平成30年3月15日(木)まで

消費税及び地方消費税は  
平成30年4月 2日(月)まで

## 税理士による 無料申告相談

～申告書を作成して提出できます～

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日(金)・5日(月)・6日(火)	神奈川県役所 (受付)本館3階 第1会議室	神奈川県広台太田町 3-8	午前9時30分 ～午後3時
2月7日(水) ～2月9日(金)	慶應義塾大学日吉キャンパス 協生館 2階多目的教室1	港北区日吉 4-1-1	〔昼休憩は正午〕 ～午後1時

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く。)。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- マイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類)の写しの添付が必要です。
- 12時から13時の間は、指導員の昼休憩のため、作成指導等は行っておりませんのでご了承ください。
- 混雑状況等により、早めに受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。
- 相談会場には駐車場がありませんので、お車での来場はご遠慮ください。